第１　手引き活用のために

Ⅰ　手引きの使い方

１ この手引きは、神奈川県内に設置されている私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校並びに神奈川県知事が所轄する学校法人（私立学校法第64条第４項に定める学校法人「準学校法人」を含む。）を対象とし、これらの私立学校及び学校法人が、法令等に基づく認可申請、届出、報告等を行う場合の要領、様式及び作成例を示すものです。

　２　認可申請書等の添付書類については、標準的な作成例を示してあります。

　３　認可申請書等の提出部数が２部のものについて、添付書類のうち各１部（当課保管分）は、指定されたもの及び特別なものを除き、原本を添付してください。

　４　認可申請書等の文書形式は、横書き左とじを原則とし（袋とじ不要）、用字は常用漢字、現代仮名づかいを使用してください。

　　　なお、様式の大きさは、指定されているもの及び特別なものを除き、日本産業規格Ａ４縦型に統一してください。

　５　書類の提出時には、学校名、担当者職・氏名、連絡先等を記載した連絡票を併せて提出してください。（巻末参考 連絡票 参照）

　６　巻末参考に宛名ラベルの原紙を掲載しましたので、申請書・届出等の提出時に御活用ください。

　７　認可申請等を行う場合には、事前に私学振興課と十分協議してください。

Ⅱ　認可、届出及び報告事項等一覧

（１）学校関係

①認可事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 学校の設置 | 教４条、130条、134条、教則３条、13条､187条、190条、私８条、64条 | 22、24 |
| ２ | 学校の廃止 | 教４条、130条、134条、教則15条、188条､190条、私８条、64条 | 28 |
| ３ | 中等教育・高等学校の学科、全日制、定時制又は通信制の課程の設置 | 教４条、54条、教令23条、教則11条､12条､私８条 | 24 |
| ４ | 〃　　　　　　廃止 | 教４条、教令23条、教則12条、15条、私８条 | 28 |
| ５ | 特別支援学校の幼稚・小学・中学・高等部の設置 | 教４条、教令23条、教則13条、私８条 | 24 |
| ６ | 〃　　　　　　廃止 | 教４条、教令23条、教則15条、私８条 | 28 |
| ７ | 専修学校の課程の設置 | 教130条、教則３条、187条、私64条 | 24 |
| ８ | 〃　　　　　　廃止 | 教130条、教則15条、188条、私64条 | 28 |
| ９ | 設置者の変更 | 教４条、130条、134条、教則14条、189条､190条、私８条、64条 | 26 |
| 10 | 専修学校の目的の変更 | 教130条、教則11条、189条、私64条 | 44 |
| 11 | 収容定員の変更（専修学校を除く） | 教４条、134条、教令23条、教則５条、私８条、64条 | 30 |

　②届出事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 専修学校の収容定員の変更 | 教則188条、189条 | 46★ |
| ２ | 校地校舎等の変更 | 教131条、教令24条の３、27条の２、27条の３、教則６条、189条、190条 | 36★ |
| ３ | 学校の目的(専修学校を除く)名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法の変更 | 教131条、教令27条の２、27条の３、教則５条、  189条､190条 | 32★ |
| ４ | 高等学校の専攻科、別科の設置及び廃止 | 教58条、教令27条の２、教則11条、15条 | 38、40★ |
| ５ | 特別支援学校高等部の学科、専攻科、別科の設置及び廃止 | 教82条、教令27条の２、教則11条、15条 | 38、40★ |
| ６ | 専修学校の学科の設置及び廃止 | 教131条、教則11条、19条、188条、189条 | 46★ |
| ７ | 校長の変更 | 教10条、133条、134条、教則27条、189条、190条 | 42★ |
| ８ | 学校所在地の住居表示等の変更 | 教131条、教令27条の２、27条の３ | 34★ |
| ９ | 補助金等振込口座の指定及び変更 |  | 104 |

★印の様式の提出には「e-kanagawa電子申請システム」が利用できます。

③報告事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 不動産所有権取得登記済の報告 | 私６条、64条 | 102 |
| ２ | 学校事故の報告 | 私６条、64条 | 48 |
| ３ | 海外修学（研修）旅行の実施計画及び実施結果の報告 | 私６条、64条 | 50、52 |
| ４ | 生徒（園児）募集停止の報告 | 私６条、64条 | 54 |
| ５ | 転・編入学試験実施計画の報告 | 私６条 | 56 |
| ６ | 地震・風水害等の被害報告 | 私６条、64条 | 106 |

④証明事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 学校の証明 |  | 62～66 |
| ２ | 学則の証明 |  | 68 |

（注）参考条文欄の法令名については、次の略称を用いました。

　 　 法 　令　 名　　　　　　　略 称

　　　学校教育法　　　　　　　　 教

学校教育法施行令　　　　　 教令

学校教育法施行規則　　　　 教則

　　　私立学校法　　　　　　　　　私

（２）学校法人関係

①認可（認定を含む）事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 学校法人（準学校法人）の設立 | 私３条、30条、31条、33条、64条、私則２条、８条 | 70 |
| ２ | 学校法人寄附行為の変更 | 私45条、64条、私則４条、８条 | 72 |
| ３ | 学校法人の解散 | 私50条、64条 | 74 |
| ①理事の３分の２以上の同意及び寄附行為で定める手続による解散 | 私50条２項、私則５条、８条 | 74 |
| ②目的たる事業の成功の不能による解散 | 私50条２項、私則５条、８条 | 74 |
| ４ | 学校法人の合併 | 私52条、57条、64条、私則６条、８条 | 76 |
| ５ | 学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人に組織変更 | 私64条６項、私則９条 | 78 |

　②届出事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 学校法人寄附行為の変更 | 私45条、64条、私則４条の３ | 82★ |
| ２ | 学校法人の解散 | 私50条、64条 | 74 |
| ①寄附行為に定めた解散事由の発生による解散 | 私50条４項 | 74 |
| ②破産による解散 | 私50条４項 | 74 |
| ３ | 学校法人所在地の住居表示等の変更 | 私45条２項、64条、私令２条１項、組令３条 | 84★ |
| ４ | 理事長・代表権を有する理事の変更登記 | 私令２条１項、私則13条４項、組令３条 | 88★ |
| ５ | 理事・監事変更 | 私令２条２項、私則13条１項、同条４項 | 90★ |
| ６ | 学校法人設立の登記 | 私33条、64条、私令２条１項、組令２条 | 80★ |
| ７ | 目的、業務（学校、収益事業を含む）名称、事務所の変更の登記 | 私令２条１項、組令３条 | 86★ |
| ８ | 資産総額変更の登記 | 私令２条１項、組令３条 | 86★ |
| ９ | 補助金等振込口座の指定及び変更 |  | 104 |

　★印の様式の提出には「e-kanagawa電子申請システム」が利用できます。

③報告事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 不動産所有権取得登記済の報告 | 私６条、64条 | 102 |

④証明事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 | 様　式　　ページ |
| １ | 登録免許税非課税の証明 | 登録免許税法４条２項 | 92 |
| ２ | 特定公益増進法人の証明 | 所得税法78条、同法施行令217条、法人税法第37条、同法施行令77条 | 94 |
| ３ | 税額控除に係る証明 | 租税特別措置法第41条の18の3、同法施行令26条の28の2第1項第2号 | 96 |
| ４ | 学校法人の証明 |  | 98 |
| ５ | 相続税非課税の証明 | 租税特別措置法70条、同法施行令40条の３ | 100 |

⑤登記事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事　務　内　容 | 参　　考　　条　　文 |
| １ | 設立の登記 | 私33条、64条、私令２条１項、組令２条 |
| ２ | 合併の登記 | 私57条、64条、私令２条１項、組令８条 |
| ３ | 従たる事務所の登記 | 私令２条１項、組令11条 |
| ４ | 事務所の移転登記 | 私令２条１項、組令４条 |
| ５ | 目的、業務（学校、収益事業を含む）、名称、代表権を有する者の氏名・住所及び資格、解散の事由、資産総額等の変更登記 | 私令２条１項、組令３条 |
| ６ | 解散の登記 | 私令２条１項、組令７条 |
| ７ | 清算人の登記 | 私50条の７、私令２条１項、組令６条 |
| ８ | 清算結了の登記 | 私50条の14、私令２条１項、組令10条 |

（注）参考条文欄の法令名については、次の略称を用いました。

　 　 法 　令　 名　　　　　　　略 称

　　　私立学校法　　　　　　　　　私

　　　私立学校法施行令　　　　　 私令

　　　私立学校法施行規則　　　　 私則

　　　組合等登記令　　　　　　　 組令

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ　主な認可申請等事務手続きの流れ  （凡例）  　　　　　　申請・届出　　　　　　　　　設置者・学校の手続　　　　　　　　県の手続 | | | | |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

１　学校の設置及び学校法人の設立

**（新規に学校法人を設立する場合は、　　の流れ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）学校の設置 | （２）学校法人の設立 | （３）準備財団の設立 |
| 設置者（設立発起人）  の県への事前相談  理　事　会　又　は  設立発起人の決議  学校設置計画書  の 提 出  私立学校審議会委員  現地調査の実施等  私立学校審議会  の 計 画 承 認  設置者（設立発起人）  へ計画承認通知  （次ページへ） | 設立発起人の  県への事前相談  設立発起人会  の 決 議 | 学校法人設立準備財団  の設立許可申請の提出  準備財団設立許可  財 団 設 立 登 記  （次ページへ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）学校の設置 | （２）学校法人の設立 | （３）準備財団の設立 |
| （前ページから）  校舎等の建築着工  工事進捗率が80％  となった段階で提出  「飲料水の水質を証明する書類」の提出  学校設置認可  申請書の提出  寄附行為変更認可申請書の提 出  既存の学校  法人の場合  私学振興課による現地調査の実施等  私立学校審議会  諮 問 ・ 答 申  設置者へ認可書  の　交　付  （次ページ（３）へ） | 寄附行為認可  申請書の提出  私立学校審議会  諮 問 ・ 答 申  設立発起人へ  認可書の交付  （次ページ（１）へ） | （前ページから）  募 金 活 動  資金計画の達成  準備財団の  解散許可申請  （次ページ（２）へ） |

２　認可後の手続

（１）学校法人の登記関係

学校法人設立登記

学校法人設立

登記済届の提出

学校法人へ

受理書の交付

（２）準備財団の解散

（清算法人）

校地校舎等財産の

学 校 法 人 へ の

所 有 権 移 転

準備財団解散

許可書の交付

準備財団の

解散許可申請

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「（３） 不動産の登記関係へ」

（３） 不動産の登記関係

学校法人等へ

証明書の交付

不動産所有権取得

登記済報告書の提出

校地校舎等の不動産所有権取得登記

登録免許税に係る

証明申請書の提出

　　学校法人

　　宗教法人　　　の場合

　　社会福祉法人

　　公益法人

３　学校設置後の手続

　 （１） 学科及び課程の設置 （特別支援学校の部の設置、専修学校の目的の変更を含む。）

設置者の県への事　前　相　談

学科・課程等

の設置認可

申請書の提出

設　置　者　へ

認可書の交付

私立学校審議会

諮 問 ・ 答 申

寄附行為の変更

認可申請書の提出

理事会の決議

　　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

収容定員に係る

学則変更認可

申請書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（専修学校を除く）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

**※　この手続きに伴い施設の変更を行うときは、「校地校舎等の変更」手続きが必要です。**

　 （２） 収容定員の変更 （専修学校を除く。）

校地校舎等

の工事着工

設 置 者 へ

認可書の交付

不動産の

登記手続

校地校舎等の変更届

設置者の県への事　前　相　談

収容定員に係る

学則変更認可

申請書の提出

私立学校審議会

諮 問 ・ 答 申

理事会の決議

　　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

**※　この手続きに伴い施設の変更を行うときは、現地調査を行う場合があります。**

　 （３） 校地校舎等の変更

設置者の県への事　前　相　談

校地校舎等の

変更届の提出

（現地調査等）

設　置　者　へ

受理書の交付

校地校舎等

の工事着工

理事会の決議

校 地 校 舎 等

変更届の再提出

不動産の

登記手続

大幅な設計変更の場合

　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

**※　必要に応じ、事前に現地調査を行います。**

　 （４） 学校の目的 ［名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法］ の変更

各届出書の提出

理事会の決議

設　置　者　へ

受理書の交付

　（学校法人の場合）

　 （５） 校長の変更

理事会の決議

設　置　者　へ

受理書の交付

上記の届出と同時に学校法人の役員の変更を伴う場合には、「理事・監事変更届」等が必要です。

校長選任届の提出

　（学校法人の場合）

　 （６） 設置者の変更

　　　 ① 他の設置者に変わる場合

旧 設 置 者 と

新 設 置 者 の

県への事前相談

学校設置者

変更認可

申請書の提出

新設置者へ

認可書の交付

私立学校審議会

諮 問 ・ 答 申

理事会の決議

寄附行為の

変更認可

申請書の提出

登記事項の

変更登記手続

　　　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校法人の場合）

　　　 ② 学校法人の合併の場合

合併する学校法人の県への事前相談

新学校法人へ

認可書の交付

学校法人

合併認可

申請書の提出

両 法 人 の

理事会の決議

新学校法人の

財産目録、貸借

対照表の作成

合併の公告

債権者への催告

学校法人の設立

・変更・消滅等の

登記手続

　　　 ③ 個人立等の学校が学校法人化する場合

旧 設 置 者 と

設立発起人会の県への事前相談

寄附行為の認可

申請書の提出

新学校法人へ

認可書の交付

私立学校審議会

諮 問 ・ 答 申

設立発起人会

の　決　議

学校設置者変更

認可申請書の提出

学校法人の設立

登 記 手 続

旧設置者からの財産の寄附

**※　幼保連携型認定こども園移行と同時に学校法人化する場合**　既存幼稚園を廃止して新たに学校を設置することになりますので、「学校設置者変更認可申請書」に代えて「学校廃止認可申請書」を提出してください。

（７） 学校の住居表示等の変更

住 居 表 示 等 の

変　更　に　伴　う

学則変更届の提出

設　置　者　へ

受理書の交付

市区町村からの

住居表示等変更

の　通 知

**※　法人本部と所在地が同一の場合は、学校法人の寄附行為変更届が必要です。**

４　学校法人設立後の手続

　（１） 役員の変更

　　　　 ① 理事・監事の場合

理事会の決議

評議員会の決議

理 事 ・ 監 事

変更届の提出

学校法人へ

受理書の交付

　　　 ② 理事長・代表権を有する理事の場合

理事会の決議

理事長・代表権を

有する理事変更

登記済届の提出

理事長・

代表権を

有する理事

変更登記

**※　任期の定めのない１号理事（校長）が理事長の場合、重任登記については行う必要はありません。**

　（２） 寄附行為の変更

学 校 法 人 の

県への事前相談

寄附行為変更

認可申請書の提出

学校法人へ

認可書の交付

理事会及び

評議員会の決議

**※　変更内容が登記事項の場合は、変更登記の手続きが必要です。**

　 （３） 準学校法人から学校法人への変更等 （組織変更）

新　法　人　へ

認可書の交付

学校法人又は

準学校法人の

県への事前相談

組織変更認可

申請書の提出

理事会及び

評議員会の決議

**※　変更内容が登記事項の場合は、変更登記の手続きが必要です。**

　 （４） 登記事項 （目的、名称、事務所、資産の総額等） の変更

登記事項の変更登記

変更登記済届の提出

　 （５） 学校法人本部 （事務所） の住居表示等の変更

住居表示等の変更に伴う寄附行為変更届

の　提　出

学校法人へ

受理書の交付

事務所所在地

の変更登記

市区町村からの

住居表示等変更の　通　知

**※　法人本部と所在地が同一の学校がある場合、住居表示変更に伴う学校の学則変更届が必要です。**